

件名	愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年3月31日公布、平成20年4月1日施行）

【改正の概要】

独立行政法人緑資源機構が解散し、独立行政法人森林総合研究所に業務が承継されたことに伴う規定整備

（許可を要する行為）

第2条 省略

2 省略

3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(1) 省略

(2) 独立行政法人緑資源機構

(3)～(10) 省略



独立行政法人森林総合研究所

施行日 公布の日

【その他参考事項】

1 風致地区とは

都市における樹林地、丘陵、溪谷、水面等を主体とする良好な自然環境を形成している土地について、その風致を維持し、都市環境の保全を図るため、都市計画法第8条第1項第7号に基づき定められた地区。

2 愛媛県内の風致地区の状況（平成20年3月31日現在）

都市名	地区名	面積(ha)	都市名	地区名	面積(ha)
松山市	梅津寺	107.8	松山市	祝谷	14.7
	港山	9.4		城山	42.0
	大峰台	19.3		弁天山	137.9
	岩子山	30.0		恵良	48.5
	城北	17.5		国津	1.5
	石手寺	20.3		伊予市	上吾川
	日尾八幡神社	31.5	宇和島市	近家	191.0
	星岡	20.7			
合計				696.0	